相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北八条東一丁目五四番地、最後の住所札幌市北区新琴似一一条三丁目四番一号　被相続人　亡　森田　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

札幌市中央区南一条西一三丁目三一七番地三フナコシヤ南1条ビル七階　見野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　見野　彰信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字上宝沢一三六番地、最後の住所山形市蔵王成沢二一八五番地の一六　被相続人　亡　石澤　庄栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

山形市旅篭町一丁目一七番二二号　相続財産管理人　村山　永

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字下藤沢一三三一番地一、最後の住所埼玉県入間市大字下藤沢四九〇番地一　被相続人　亡　吉川　トメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

埼玉県川越市東田町六番地八谷澤ビル二階二〇二号室　相続財産管理人　小寺　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県袖ケ浦市代宿八番地、最後の住所千葉県袖ケ浦市代宿八番地　東京都千葉福祉園　被相続人　亡　富坂　文夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

事務所千葉県木更津市貝渕二丁目六番三四号　山田次郎法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区澄川四条九丁目三八九番地二五四七、最後の住所北海道江別市東野幌本町七番地の一のっぽろシティハウスD棟一三〇六号　被相続人　亡　畑山　旭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

札幌市中央区大通西一四丁目一―一三北日本南大通ビル九階山本晋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　晋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地一一、最後の住所横浜市磯子区洋光台四丁目一番一―一一三号　被相続人　亡　佐藤　鉄秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階　相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県額田郡下山村大字中伊七〇番戸、最後の住所不明、登記簿謄本上の住所愛知県額田郡額田町大字一色乙一七番戸　被相続人　亡　森下　ぶう

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

愛知県岡崎市竜美北一―三―三三倉内法律事務所　相続財産管理人　弁護士　横井　克俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市長江一丁目三一〇番地三、最後の住所広島県尾道市長江一丁目一七番一六号　被相続人　亡　脇川　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

事務所広島県尾道市高須町五六九二番地三　相続財産管理人　亀谷　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区緑井四丁目一一番、最後の住所広島市西区観音新町一丁目三番二五―二〇四号　被相続人　亡　沖　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

事務所広島市中区上八丁堀八番八号　第一ウエノヤビル九階　相続財産管理人　弁護士　戸田　慶吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目二四三番地、最後の住所広島県廿日市市宮島町甲七四一番地一　被相続人　亡　服部　正瑞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

事務所　広島市中区東白島町一四番一五号ＮＴＴクレド白島ビル七階　相続財産管理人　弁護士　野曽原悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下松市桜町三丁目一八五二番地六、最後の住所山口県下松市桜町三丁目一一番一八号　被相続人　亡　森川　晃男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

山口県周南市河東町三番二〇―三〇四号、事務所山口県周南市緑町一丁目四七番地美重ビル二階　相続財産管理人　山田　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市大字上宇部八〇一番地、最後の住所山口県宇部市山門五丁目六番二五号　被相続人　亡　前田　博文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

山口県宇部市中央町一丁目七番二三号宇部センタービル五〇二　山口宇部法律事務所　相続財産管理人　弁護士　有田　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市早良区百道一丁目二七番、最後の住所福岡市南区鶴田四丁目二番一二―四〇六号　被相続人　亡　花房　恒則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月十二日

福岡市中央区大手門三丁目五番一号大手門第一法規ビル五階　相続財産管理人　小宮　通充

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月十二日

大阪市北区曽根崎一丁目七番三号　大阪府電気工事厚生年金基金　代表清算人　橋詰　源治